

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生環第159号

令和6年3月29日

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について（通達）  
令和4年5月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）が制定され、本年4月1日より施行される。

法は、女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化又は複合化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性の支援の根拠法を、売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的とする売春防止法から脱却させ、民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築するものであり、本県においても、法第8条に基づき、別添「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（令和6年（2024年）3月）」（以下「基本計画」という。）が策定された。

県警察では、これまでも困難な問題を抱える女性からの搾取を行う悪質な事犯の取締りのほか、支援を要すると思われる者を取り扱った場合における関係機関への積極的な取次ぎなどを推進してきたところであるが、法及び基本計画の趣旨や内容を踏まえ、引き続き関係機関・団体と連携して困難な問題を抱える女性への支援に係る取組を推進されたい。

※ 別添（略）